

平成26年

# 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

平成26年2月10日 開会

平成26年2月10日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

# 平成26年 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

## 目 次

---

○第1日（平成26年2月10日）（月）	
○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	2
○本会議の会議事件	2
○会議録署名議員	2
○開会・開議	2
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○監査報告第5～9号・第1号上程	3
○議員発議第1号上程	3
議会議長の辞職許可について	3
辻中議員挨拶	4
○選挙第1号上程	4
議会議長の選挙について	4
指名推選	4
中尾議長挨拶	5
○議員発議第2号上程	5
議会副議長の辞職許可について	5
矢野議員挨拶	6
○選挙第2号上程	6
議会副議長の選挙について	6
指名推選	7
高木副議長挨拶	7
○議案第1号上程	7
泉州南消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について	7
根来消防長・提案説明	7
質疑	8
討論	8
採決	8
○議案第2号上程	8
泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	8

根来消防長・提案説明	8
質疑	10
討論	10
採決	10
○議案第3号上程	10
平成25年度泉州南消防組合一般会計補正予算(第3号)	10
根来消防長・提案説明	10
質疑	11
討論	11
採決	11
○議案第4号上程	11
平成26年度泉州南消防組合一般会計予算	11
根来消防長・提案説明	12
質疑	14
討論	17
採決	17
○議案第5号上程	18
監査委員(議会選出)選任についての同意を求めることについて	18
千代松管理者・提案説明・採決	18
見本監査委員(議会選出)挨拶	19
○閉会	19

泉州南消防組合議会第1回定例会第1日

(2月10日)

# 平成26年 泉州南消防組合議会第1回定例会（第1日）

平成26年2月10日（月）

## ○第1日の議事日程

- 日程第 1 議席の指定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 監査報告 第5～9号 監査結果報告  
第 1 号

-----○-----  
(追加日程)

- 日程第 5 議員発議 第 1 号 議会議長の辞職許可について  
日程第 6 選 挙 第 1 号 議会議長の選挙について  
日程第 7 議員発議 第 2 号 議会副議長の辞職許可について  
日程第 8 選 挙 第 2 号 議会副議長の選挙について

- 日程第 9 議 案 第 1 号 泉州南消防組合消防長及び消防署長の資格を定める  
条例制定について  
日程第 10 " 第 2 号 泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条  
例制定について  
日程第 11 " 第 3 号 平成25年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第  
3号）  
日程第 12 " 第 4 号 平成26年度泉州南消防組合一般会計予算

-----○-----  
(追加日程)

- 日程第 13 議 案 第 5 号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求める  
ことについて

## ○議員定数15名

出席議員15名

佐古員規	矢野正憲	田島乾正	竹原伸晃
辻中隆	土原こずえ	向江英雄	高木謙治
伊藤幸男	中尾広城	田畑仁	成田政彦
見本栄次	有岡久一	三原伸一	

## ○説明員職員

管理者	千代松大耕	副管理者	向井通彦	副管理者	中西誠
副管理者	原明美	副管理者	田代堯	会計管理者	勘六野正治

消 防 長	根 来 芳 一	消 防 次 長	北 川 悟	理 事	花 枝 岩 夫
理 事	清 水 養 一	総 務 課 長	小 西 良 昭	予 防 課 長	中 西 正
警 備 課 長	久 保 文 雄	総 務 課 参 事	中 川 隆 仁	総 務 課 参 事	奥 上 文 二
総 務 課 参 事	中 筋 浩 二	警 備 課 参 事	大 西 保		

---

○職務のために出席した職員

理 事	竹 内 寛 二	課 長 代 理	大 江 学	主 幹	名 倉 一 之
主 幹	南 川 智 春	係 長	北 谷 守	係 員	脇 丸 達 也

---

○本会議の会議事件

- ◇監査結果報告について
- ◇議会議長の辞職許可について
- ◇議会議長の選挙について
- ◇議会副議長の辞職許可について
- ◇議会副議長の選挙について
- ◇泉州南消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について
- ◇泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- ◇平成25年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）
- ◇平成26年度泉州南消防組合一般会計予算
- ◇監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて

---

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

田 島 乾 正                      土 原 こ ず え

---

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

事務局（竹内寛二君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちまして、ご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押して切断していただきますようお願いいたします。

それでは、辻中議長、よろしくお願いいたします。

---

議長（辻中 隆君）改めまして、おはようございます。

ただ今より、平成26年泉州南消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員15名でありますので、会議が成立いたします。

---

議長（辻中 隆君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

---

議長（辻中 隆君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。  
議席の指定につきましては、ただ今着席のと通りの議席を指定したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、さよう決定いたしました。

---

議長（辻中 隆君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として、田島 乾  
正君、土原 こずえ君の両名を指名いたします。  
よろしくお願ひいたします。

---

議長（辻中 隆君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。  
本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ご異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

議長（辻中 隆君）次に、日程第4、監査報告第5号から第9号及び第1号までの監査結  
果報告についてを議題といたします。

ただ今議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、監査  
委員から議長あてに報告がありましたので、ご報告をいたします。

この報告につきまして、ご質疑なり、ご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、以上で監査結果報告を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩（午前10時 2分）

---

再開（午前10時 3分）

副議長（矢野 正 憲君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

（辻中 隆君 退場）

副議長（矢野 正 憲君）ただ今議長、辻中 隆君より議長の辞職願が提出されました。  
お諮りいたします。  
この際、議会議長の辞職許可について日程を追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（矢野正憲君）ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議員発議第1号 議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、辻中 隆君が除斥されております。

辞職願を朗読させます。

竹内理事。

理事（竹内寛二君）それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申し合わせにより、議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

平成26年2月10日。

議会議長、辻中 隆。

議会副議長、矢野正憲 殿。

以上でございます。

副議長（矢野正憲君）お諮りいたします。

辻中 隆君の議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

副議長（矢野正憲君）挙手全員であります。

よって、辻中 隆君の議長の辞職は許可されました。

この場合、辻中 隆君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（辻中 隆君 入場）

議員（辻中 隆君）昨年の5月の臨時会におきまして、議長職を拝命いたしまして、本日本日ここに至りました。組合議会議員の皆様、また千代松管理者を初め、理事者の皆様のおかげをもちまして、本日を迎えることができました。本当にありがとうございました。

今後は、3市3町、泉州南消防組合の発展のため、力を尽くしてまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

---

副議長（矢野正憲君）ただ今議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（矢野正憲君）ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



副議長（矢野正憲君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（矢野正憲君）ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に中尾広城君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今副議長において指名いたしました中尾広城君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（矢野正憲君）ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました中尾広城君が議長に当選されました。

ただ今議長に当選されました中尾広城君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、中尾広城君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

中尾広城君。

議長（中尾広城君）発言のお許しを得ましたので、一言議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただ今、議員の皆様方のご推挙をいただきまして議長に就任させていただくことになりました。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

今後は、組合議会運営につきまして、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、この大役を果たしたく存じあげます。

皆様方の温かいご協力をお願い申し上げますとともに、当消防組合の更なる発展をお祈り申し上げます。簡単措辞ではございますが、議長就任のご挨拶とかえさせていただきます。

本日は大変にありがとうございました。（拍手）

副議長（矢野正憲君）以上をもって、私の議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

議長（中尾広城君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時 9分）

---

再開（午前10時10分）

議長（中尾広城君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

（矢野正憲君 退場）

議長（中尾広城君）ただ今、副議長、矢野正憲君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議会副議長の辞職許可について日程を追加し、直ちに議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中尾広城君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議員発議第2号 議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、矢野正憲君が除斥されております。

辞職願を朗読させます。

竹内理事。

理事(竹内寛二君) それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申し合わせにより、議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

平成26年2月10日。

議会副議長、矢野正憲。

議会議長、中尾広城 殿。

以上でございます。

議長(中尾広城君) お諮りいたします。

矢野正憲君の副議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手 全員)

議長(中尾広城君) 挙手全員であります。

よって、矢野正憲君の副議長の辞職は許可されました。

この場合、矢野正憲君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

(矢野正憲君 入場)

議員(矢野正憲君) 貴重なお時間を頂戴しまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

昨年の5月に組合議会副議長に推挙いただきまして、議員各位、また理事者の皆様にご協力をいただき、つつがなく職務を全うすることができました。この場をおかりし、御礼申し上げます。

今後は、この間のいろいろな経験をもとに、組合議会議員として地域住民の安心・安全に努めてまいりたいと思っております。今後ともよろしくお願いを申しあげまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

---

議長(中尾広城君) ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いを。これにご異議ありませんか。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（中尾広城君）ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に高木謙治君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名をいたしました高木謙治君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました高木謙治君が副議長に当選されました。

ただ今副議長に当選されました高木謙治君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、高木謙治君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

副議長（高木謙治君）発言のお許しを得ましたので、一言副議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただ今、議長のほうからご指名をいただきました高木謙治でございます。微力ではございますが、皆様方のご協力、ご指導を仰ぎながら、副議長の職務を全うしていきたいと思っております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、就任のご挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

---

議長（中尾広城君）次に、日程第9、議案第1号 泉州南消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）改めまして、おはようございます。

それでは、議案第1号 泉州南消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

この条例は、消防長及び消防署長の任命資格を定めるもので、従前任命資格については、消防組織法第15条第2項で、「政令で定める資格を有する者でなければならない。」と規定されていましたが、平成25年6月14日付で、消防組織法第15条が改正され、同条第2項で「消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。」とされまして、第3項では、その「資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。」とされたことから、政令基準ののっとり、条例制定させていただくものでございます。

それでは、題名に続きまして、第1条消防長の資格として第1号から第3号までを規定しており、第1号では、消防長は、消防署長の職もしくはこれと同等以上の職に1年以上あったものとし、第2号では、消防団長の職に2年以上、第3号では、市町村の長の直近下位の内部組織の長もしくはこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものと定めております。

次に、第2条では、消防署長の資格として第1号から第3号までを規定しており、第1号では、消防署長は、消防司令以上の階級に1年以上あったものとし、第2号では、消防司令補の階級に3年以上あったものとし、第3号では、消防副団長の職もしくはこれと同等以上と認められる職に3年以上あったものとしております。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとしております。説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号 泉州南消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、議案第1号 泉州南消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（中尾広城君）次に、日程第10、議案第2号 泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、議案第2号 泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改

正する条例制定について、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、議案書 3 ページをお開き願います。

また、先にお配りさせていただいております改正一覧表をあわせてご参照願います。

まず、改正の趣旨でございますが、議員の皆様もご承知のように、平成24年8月の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革により、この4月から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることにより、地方自治法第228条の規定で、全国的に統一して行う事務として、消防法に基づく危険物の許可等の手数料の額を定めている地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年1月29日に公布され、4月1日から施行されることを受け、当組合におきましても泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、泉州南消防組合消防手数料条例の別表第1中、製造所及び特定屋外タンク貯蔵所並びに一般取扱所の許可料に係る部分、別表第3中、完成検査前検査で溶接部検査の検査料に係る部分、別表第4中、特定屋外タンク貯蔵所の保安検査料に係る部分について、改正させていただくものでございます。

それでは、詳細について、改正一覧表によりご説明させていただきますので、ご高覧願います。

まず、表の左端の欄に許可施設区分として、製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の区分、その右側の欄に許可手数料区分、そして、その右側に改正前の額及び改正後の額、一番右端に増加額を記載させていただいており、網かけ部分が改正部分でございますが、各表中において複数の手数料の改正部分がありますので、代表例のみとさせていただきますので、ご了承賜ります。

初めに、別表第1の製造所の許可料の改正部分については、指定数量の倍数が200を超えるものを「9万1,000円」から「9万2,000円」に改め、1,000円の増となるものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

特定屋外タンク貯蔵所は、危険物の貯蔵最大数量ごとに区分されており、この表の上段が一般的な特定屋外タンク貯蔵所の許可料で、危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリッター以上5,000キロリッター未満のものを「82万円」から「83万円」に改め、1万円の増となるものでございます。

下段は、揮発性の高い危険物を貯蔵する場合に用いられる浮き屋根式または浮きぶた式の特定屋外タンク貯蔵所の許可料の改正内容を示させていただいているものでございます。

続きまして、右側の3ページをご覧願います。

最下段の一般取扱所は、先ほどの製造所同様の額に改めるものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

上段の別表第2については改正がございませんので、別表第3に移らせていただきます。

別表第3は屋外タンク貯蔵所で、設置の許可後、完成検査までの間に受けなければならない、タンクの水張り及び水圧検査並びに基礎地盤検査、溶接部検査等の手数料の額を定めているもので、右側の5ページの別表第4は、特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するための保安に関する検査の手数料の額の改正内容を示させていただいているものでございます。

改正一覧表に基づく説明は、以上のとおりでございますので、恐れ入りますが、議案書4ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとしております。

説明は、以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

（発言する者あり）

議長（中尾広城君）成田議員、まだ指名しておりません。

成田議員の質問ですが、先の全員協議会での質問とは別の質問の内容についての質問をお願いいたします。

成田議員。

議員（成田政彦君）今回の使用料・手数料の値上げは、消費税が8%に増税される、これを転嫁したものであるかどうか、その確認をお願いしたいと思います。

議長（中尾広城君）花枝理事。

理事（花枝岩夫君）先日もご回答申しあげましたけれども、国の文書にはそういうふうには書かれてはおりますけれども、我々はあくまでも地方公共団体の標準的な事務を定める手数料の標準に関する政令の改正に基づいて改正するものでございます。

議長（中尾広城君）他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

成田議員。

議員（成田政彦君）手数料条例改正について、反対討論。

今回の製造所屋外タンク貯蔵所などの許可手数料改正は、4月の消費税増税分を転嫁するものであり、景気の悪化が予想されるなど、反対するものである。

以上。

議長（中尾広城君）他に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これより採決に入ります。

議案第2号 泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定につきましては、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（中尾広城君）挙手多数であります。

よって、議案第2号 泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定につきましては、原案のとおり可決されました。

---

議長（中尾広城君）次に、日程第11、議案第3号 平成25年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、議案第3号 平成25年度泉州南消防組合一般会計補正予

算（第3号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書別冊3の3ページをお開き願います。

平成25年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。といたしまして、歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,595万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,058万円とするものでございます。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページにかけまして、第1表歳入歳出予算補正として記載させていただいております。

それでは、説明の都合上、歳出について、先にご説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。

款消防費、項消防費、日常備消防費、人件費事業におきまして、節給料から51万7,000円を減額し、同じく節派遣職員負担金として1,647万円を計上させていただくものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページにお戻り願います。

款諸収入、項雑入、目雑入、節雑入におきまして、派遣職員精算金といたしまして1,595万3,000円を計上させていただいております。

今回の補正予算は、本組合から熊取町及び泉佐野市の危機管理部門へ消防団事務を行うための職員を派遣するとともに、両市町からは、地方公共団体として行わなければならない行政委員会等の事務を行っていただくため、職員2名を消防本部総務課に派遣させていただいております。これらの人件費を精算するための歳入及び歳出に予算を計上するものでございます。

なお、平成26年度も同様に職員の人事派遣を熊取町及び泉佐野市と行うため、当初予算に人件費を計上させていただいておりますことをご報告させていただきます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号 平成25年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、議案第3号 平成25年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）につきましては、原案どおり可決されました。

議長（中尾広城君）次に、日程第12、議案第4号 平成26年度泉州南消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、議案第4号 平成26年度泉州南消防組合一般会計予算につきまして、泉州南消防組合予算及び予算説明書に基づき説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書13ページをお開き願います。

本予算につきましては、地域住民のニーズにお応えするという姿勢を基本とし、安全・安心の確保の向上、限られた財源の効率的な配分により効果的な消防行政の運営を図るという観点から編成させていただいております。

まず、第1条歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ45億7,370万8,000円と定めるものでございます。

続きまして、第2条債務負担行為、第3条地方債についてですが、予算書16ページ、17ページをお開き願います。

第2表債務負担行為をご覧ください。グループウェア賃借料といたしまして513万2,000円を計上いたしております。

続きまして右のページ、第3表をお願いいたします。

地方債ですが、消防施設整備事業費といたしまして、限度額11億8,880万円といたしております。

申しわけありませんが、予算書13ページにお戻り願います。

第4条一時借入金につきましては、平成26年度事業として予定しております投資的予算の総額である11億8,880万円を最高額とさせていただいております。

それでは、説明の都合上、まず歳出からご説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書24ページ、25ページをお開き願います。

3歳出、款議会費、項議会費、目議会費として452万2,000円を計上させていただいております。

次に、同じく予算書24ページ、款消防費、項消防費、目常備消防費として32億9,167万9,000円を計上させていただいております。この主な事業といたしましては、総務管理事業として4,776万9,000円を計上いたしております。

次に、恐れ入りますが予算書26ページ、27ページをお開き願います。

27ページ上から2段目の人件費事業として、28億3,142万4,000円を計上しております。

なお、これ以降の人件費事業、消防活動事業、救急救助活動事業、予防活動事業、庁舎管理事業、通信設備管理事業、車両管理事業の7事業につきましては、各課及び各消防署ごとに予算を計上いたしております。

続きまして、予算書56ページ、57ページをお開き願います。

款消防費、項消防費、目消防施設費として12億7,042万円を計上させていただいておりますが、このうち平成26年度の投資的事業を含め、主だった事業についてご説明申しあげます。

まず、予算書58ページ、59ページをお開き願います。

59ページ上から4段目の消防車両購入事業（泉佐野署）で2億200万円を計上させていただいておりますが、これは泉佐野署に配置しておりますはしご車及び水難救助車が、NOx・P



M法により、平成25年度に有効期限以降の使用ができなくなることから更新するものでございます。

続きまして、その下段、消防車両購入事業（泉南署）及びその下段、消防車両購入事業（熊取署）でおのおの3,600万円を計上させていただいているのは、泉南署及び熊取署に配置しております高規格救急車の老朽化が著しいため更新するものでございます。

続きまして、さらにその下段、消防活動機材整備事業（熊取署）で148万5,000円を計上させていただいているのは、熊取署に配置しております救助工作車積載の画像探索機を更新するものでございます。

次に、最下段、消防庁舎改修事業（熊取署）でございますが、これは熊取署の消防庁舎改修工事費として防水工事で1,014万1,000円。

続きまして、恐れ入りますが、次ページの予算書60ページ、61ページをお開き願います。

予算書61ページ上から2段目も同じく消防庁舎改修事業（阪南署）で、消防庁舎改修工事費として外壁及び防水工事で2,446万円を予定しているものでございます。

次に、その下段の消防デジタル無線整備事業として8億9,513万2,000円、これは平成25年度に行いました消防デジタル無線設備実施設計に続きまして、今年度は整備費用をお願いするものでございます。

次に、その下段の防火服整備事業として4,440万円、これはセパレート型防火服を整備するものでございます。

次に、その下段の大阪府防災行政無線再整備事業として1,420万5,000円、これは大阪府防災行政無線が老朽化し、このたび、大阪府が東日本大震災等の教訓を生かし、信頼性の高いネットワークを再構築することとなり、整備費用のうち大阪府が2分の1を負担し、当組合が残りの2分の1を支払うこととなっており、それを計上させていただいているものでございます。

次に、同じく款消防費、項消防費、目災害対策費として482万8,000円を計上いたしておりますが、これは、原子力防災資機材等管理事業として保有する、主に原子力防災資機材保守点検委託料に要する経費でございます。

続きまして、予算書62ページ、63ページをお開き願います。

款予備費、項予備費、目予備費として100万円を計上させていただいております。

最後に、款公債費、項公債費、目利息として、借入れ分に要する償還金として125万9,000円計上させていただいております。

以上で、歳出に関する説明を終わらせていただき、引き続きまして、歳入に移らせていただきます。

恐れ入りますが、予算書22ページ、23ページにお戻り願います。

先ほどご説明させていただいたとおり、歳入歳出予算額は同額となっており、主だった歳入といたしまして、2歳入、款分担金及び負担金、項負担金、目消防費負担金、節消防費負担金は33億4,929万3,000円でございます。組合を構成する市町の負担金額については、組合規約第16条第2項及び第3項の案分比率から算出いたしますと、泉佐野市にあっては9億7,727万2,000円、泉南市は7億5,597万5,000円、阪南市は6億1,611万8,000円、熊取町は4億5,618万3,000円、田尻町は2億4,021万8,000円、岬町は3億352万7,000円となるものでございます。

その他の歳入につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、予算書64ページ以降に給与費明細書、続いて末尾の予算書72ページに地方債に関する

る調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点はございませんか。

成田議員。

議員（成田政彦君）管理者にお伺いしたいんですけども、消防組合の職員数は現在361名なんですけれども、この361名の人数で緊急あるいは災害、防災、そういう十分対応できるのかどうか、まずその点を管理者にお伺いしたいと思います。

議長（中尾広城君）千代松管理者。

管理者（千代松大耕君）それぞれの消防が一つになって組合としてスタートして行ったというところの中の経緯におきましては、やはりその規模によりまして、大規模な災害等に対応していくというところももちろんございますので、そういった中におきましては、まだ発足して1年足らずでございますので、まだまだその全てにおいて十分な対応ができていくかといったところ、そうではないところもあるかもしれませんが、やはり各、泉南市さんとか、熊取町さんとかで火災が起こったときには、非常に、今までなかったような形の中で消防車両が駆けつけるといったところでは、住民の皆様方からも、やはり広域化したメリットというのが出てきているなというふうなお声もいただいているというふうにも伺っておりますので、これから、そういった中で、大規模な災害等にも対応できていけるような体制というものを築きあげていくようにこれからも進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（中尾広城君）成田議員。

議員（成田政彦君）私は泉南市のことしかわからない、泉南市の消防年報、平成24年、これは平成25年の年報によりますと、人事の問題でいいますと、いわゆる条例定数、泉南市は88名に対して現在員は70名ということになりますので、泉南市を含めて各消防署の場合、条例定数に沿った人員が確保されとるのか。

それと、ちょっと全部質問しますわ。

それと、2つ目は、P35ページの救急救助活動なんですけれども、病院、特別養護老人ホームなどの緊急時の非常口の脱出の点検など、こういう点について、各消防署は、各地域の病院、特別養護老人ホームはきちっと正常に非常口が点検されているのか、それをひとつお伺いしたいのです。

それから、3つ目は、P59ページの消防車両の購入についてなんですけれども、今回、はしご車が購入されるんですけども、僕はちょっとこの点わからないんで、はしご車は全ての消防署に配置されているのか。

それから、今度、消防デジタル無線が、今度は整備されるんですけども、この入札方法はどのようにされているのか。

それから、P61の原子力防災資機材の問題なんですけれども、この原子力の防災資機材とは一体何を、僕もちょっとわからないもんで、資機材って一体具体的にどういう器具なのか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。

議長（中尾広城君）根来消防長。

消防長（根 来 芳 一君）私のほうから、第1点目、お答えさせていただきますけれども、今、成田議員からご質問ありましたとおり、旧の4つの消防本部、それぞれ条例定数が定まっております。ただ、その条例定数いっぱいまで人員が確保されておったのかということと言えますと、充足はされておられません。ただ、その現状の人員、いわゆる旧の4消防本部の人員で、現在のところ消防活動は十分やれていると、私自身思っております。

今後は、状況を見ながら考えていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（中 尾 広 城君）小西総務課長。

総務課長（小 西 良 昭君）はしご車の配置状況についてご説明したいと思います。

現状のはしご車につきましては、泉佐野署に50メートル級のはしご、並びに15メートル級のはしご各1台、そして、熊取消防に15メートルのはしご、泉南消防に15メートル、阪南消防には20メートルのはしご、計5台のはしご車を現在配置してございます。

今回の予算要望させていただいておりますものにつきましては、泉佐野署が現状配置しております50メートル級のはしご車の更新ということになってございます。

以上です。

議長（中 尾 広 城君）中西予防課長。

予防課長（中 西 正君）養護施設の非常口の点検等についてのご質問ですけれども、基本的には、各署におきまして、それぞれの対象物、福祉施設だけに、養護施設だけに限らず、一定定期的にそれぞれの建物においては消防立入検査を実施し、必要によって指示を行っているところでございます。

以上です。

議長（中 尾 広 城君）大西参事。

参事（大 西 保君）消防・救急デジタル無線の入札方法につきましては、平成26年度当初に指名競争入札により実施したいと考えております。

以上です。

議長（中 尾 広 城君）北川次長。

消防次長（北 川 悟君）原子力防災資機材の整備の件についてご説明させていただきます。

この件につきましては、平成11年9月に東海村でJCOの臨界事故がございまして、その後、平成12年度に国の補助を受けまして熊取町、それで隣接の泉佐野市に整備されました救助工作車、また放射線測定器、空気呼吸器、放射能防護服等々の資機材が整備されておまして、それらの救助工作車の車検代であるとか、測定器等の校正の点検の費用であるとか、そこら辺の費用が予算化されているものでございまして、予算書の23ページに、その分につきましては大阪府のほうから全額補助という形で出ているものでございます。

以上です。

議長（中 尾 広 城君）成田議員。

議員（成 田 政 彦君）消防年報の泉南市の消防本部の発表によると、消防用設備など点検結果報告受理状況を見ますと、老人救護、児童社会福祉施設については不備なしが18件、不備ありが7件ということで、実に3分の1は不備と、こういう泉南市でもそういう現状ということで、この問題は非常に深刻な、私はこれほどあるとは思いませんでしたけれども、消防組合の管轄下で、この特別養護老人ホーム、病院などについて不備ありというのが、泉南市の場合、

そういう不備ありというのがこのまま放置されているのか、それともきちっと特別養護老人ホーム、それから病院に対して指導されとるのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（中尾広城君）花枝理事。

理事（花枝岩夫君）ご質問の件ですけれども、ただ今のご質問につきましては、最初に議員言われた35ページの救急活動事業等の予算とは全く関係のないということで、年報のということでご回答させていただきますけれども、消防法の規定は非常に細こうございます。ほんで、細こうございまして、その年報、私どももそうですけれども、当然、細かい部分まで1点でもあれば、不備ありという形で計上をしております。計上しても、それは即座に改善を指示していつているということでご理解をお願いしたいと思います。

なお、この質問に関しましては、前回、私どもの消防長から、前回の協議会か何かで報告をさせていただいたとおり、病院の検査等の取り組みについて報告をさせていただいて、泉州南消防組合としては、そういう不備はその都度改修に向けていつていると。ですから、その数値の結果については、いつになるかわかりませんが、泉州南消防組合として新たな年報ができあがったときに再度ご検討いただきたいと。ですから、当然、今、泉州南消防組合としては、予防体制の充実強化の中で全ての不備に改善に取り組んでいつているということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（中尾広城君）他に。

成田議員。

議員（成田政彦君）不備には問題点はないと、特別養護とか病院の非常口については、現状では問題ないと、そういう回答ですか。

議長（中尾広城君）花枝理事。

理事（花枝岩夫君）全ての改善をさせていつているというふうに私は信じております。

ただ、前回の全員協議会のときでも申しあげましたけれども、予防行政というのは、確か議員からご質問いただいた、病院の防火戸の件のところもそうですけれども、消防が行ったときには改善をします。その後、イタチごっこ的になりがちな部分があると。我々は、それを、イタチごっこにならないように必死に追いかけておる最中であると。ですから、今ここで、全く不備がないやなということを結論づけたいというふうになったら、先般の病院のご質問でも回答させていただいたように、イタチごっこになる部分を、今、解消するようにどんどん進めていつているということ、私は、ないというふうには信じておりますけれども、そこは今後も努力を重ねて、全くない状況、ゼロを目指して頑張ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（中尾広城君）他に。

竹原議員。

議員（竹原伸晃君）私から1点、質問させていただきたく思います。

資料の59ページに、車両の購入につきまして予算があがっている中で、泉佐野のその50メートル級のはしご車を更新する理由としまして、NOx法が適用されてという説明があった中で、NOx・PMの排気ガス規制の話だと思っておりますけれども、この説明を聞くところ、NOxが切れたら更新するという話でしたら、実はこの3市3町の中でNOx対象地域外というのが、岬町が地域外になっていると思っております。よって、これを話を続けると、岬町の車でNO

xの対象になっている車はないこととなりますので、更新しなくていいのではないかという心配があるのが1点と、それと、NOxが切れるに当たって、岬町に持っていけばまだまだ使えるので、岬町に持って行って、岬町の車が古くなってくるのではないかという心配が1点ございます。

それに当たりまして質問させていただきたいのは、そういう心配がないように、岬町も皆さんと同じように更新をしていただきたいなという方針があるのかなのか、また、その車両を広域でやりとりする考えがあるのかどうか、その2点、ちょっと総務のほうからお願いします。議長（中尾広城君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）ご質問の内容についてお答えさせていただきますが、まず、岬町でNOxの適用がないということで、岬町のほうに、NOxに該当した車両を回すということは当面考えてございません。当然、考えてございません。当然、組合といたしまして、車両の更新計画というのを、適正配置をどのようにするんだということを踏まえた中で、車両の配置を検討しておるところでございますが、基本といたしましては、協議会の中でも、車両の更新についての考え方の基本方針というんですか、そういうのが示されております。その中でいきますと、例えばポンプ車ですと、おおむね15年をめぐりに更新ということになってございますので、岬町の車両につきましても、15年を経過すると更新していきたいというふうには考えてございます。

その中で、全体的な予算等の兼ね合い等もございますので、その辺のところ、15年できっちり更新できるのか、いや、16年までになるのかということにつきましては、各市町村の財政状況、また組合の負担金のあり方等の考え方の中で、今後調整させていただく部分もあるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

議長（中尾広城君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 平成26年度泉州南消防組合一般会計予算につきましては、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、議案第4号 平成26年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。

---

議長（中尾広城君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時55分）

---

再開（午前10時56分）

議長（中尾広城君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

議長（中尾広城君）ただ今、議会選出の監査委員、田畑仁君より監査委員の辞職願が提出され、受理された報告があり、議会選出の監査委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議案第5号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第5号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

提案者の説明を求めます。

管理者千代松大耕君より。

管理者（千代松大耕君）それでは、ただ今上程されております議案第5号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることにつきまして、私のほうから提案理由の説明を申しあげ、議員各位のご同意を賜りたいと存じます。

今回、組合議会選出の監査委員といたしまして、見本栄次議員さんをお願い申しあげたいと存じます。

見本議員さんにつきましては、阪南市議会様より本消防組合議会へ選出されました議員さんでございます。住所は阪南市新町289番地で、生年月日は昭和27年9月27日生まれの現在61歳でございます。平成8年10月に阪南市議会様の議員さんに初当選され、現在6期目をお務めいただいております。その間、副議長、監査委員及び各委員会の委員長、副委員長を歴任され、また、平成25年10月からは議長様として阪南市政の推進にご尽力を賜っているところでございます。

このように、見本議員さんは、行政各派に精通された方でございますし、人格、識見ともすぐれた議員さんでございますので、本消防組合の監査委員といたしましては、まさに適任者であろうとこのように考えまして、ご提案を申しあげる次第でございます。

どうか議員各位におかれましてはご同意を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（中尾広城君）本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、見本栄次君の除斥を願います。

（見本栄次君 退場）

議長（中尾広城君）お諮りいたします。

監査委員に見本栄次君を選任同意することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手 全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、監査委員に見本栄次君を選任同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を認めます。

(見 本 栄 次君 入場)

議長(中 尾 広 城君)ただ今、監査委員の選任が同意されました。

この際、見 本 栄 次君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

見本栄次君。

監査委員(見 本 栄 次君)議長のお許しを得ましたので、監査委員の就任のご挨拶をいたします。

ただ今選任同意していただきました見 本 栄 次でございます。これまでの経験を生かしなが  
ら、公正また公平、厳正な監査を努めてまいって、職責を果たしてまいりたいと思いたすの  
で、皆さん方議員各位のご協力をよろしくお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、  
就任のご挨拶といたします。どうもありがとうございます。(拍手)

---

議長(中 尾 広 城君)以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

ただ今をもって平成 26 年泉州南消防組合議会第 1 回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会(午前 10 時 58 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 尾 広 城

3 番 議 員 田 島 乾 正

6 番 議 員 土 原 こ ず え